

朝倉市被災地域交流活動支援事業補助金

どのような事業？

平成29年7月九州北部豪雨により被災した地域コミュニティの活性化、コミュニティ機能の強化を目的とした事業です。地域コミュニティの形成・再生・発展のために交流活動などの事業を行う団体に対して補助金を交付します。

対象者は？

- ① 市内の行政区
- ② 市内のコミュニティ組織
- ③ 市内の自主防災組織
- ④ NPO法人
- ⑤ その他要件を満たす団体

対象事業は？

- ① 被災者と地域住民の交流を目的とする事業
- ② 被災地域の行事の復活を目的とする事業
- ③ 被災地域の交流人口の拡大を目的とする事業

例えば・・・ 被災者と地域をつなぐ交流集会
中断中の祭り再興に向けた活動
地域資源を活用した体験イベント 等

補助額は？

【補助金補助額及び上限】 1事業につき年間50万円を補助対象経費の上限とする(千円未満の端数を切り捨てた額)。補助対象経費のうち、3分の2以内を交付する。

【補助対象経費】 事業を実施するために必要な経費の中で
報償費、旅費、需用費、役務費、使用料および賃借料など。

〈問い合わせ先〉

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412-2(本庁舎3階)

担当:朝倉市総合政策課復興推進係

電話:0946-28-7136 mail:fukkou@city.asakura.lg.jp

